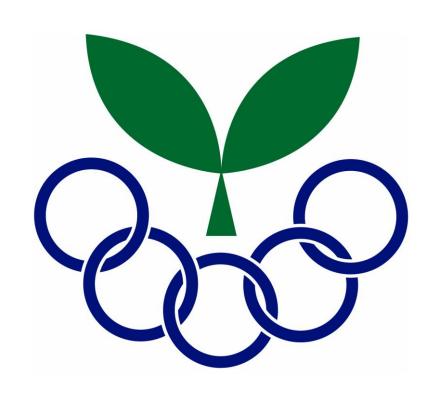
スポーツ少年団登録システム 操作マニュアル<単位団>



2024年3月27日

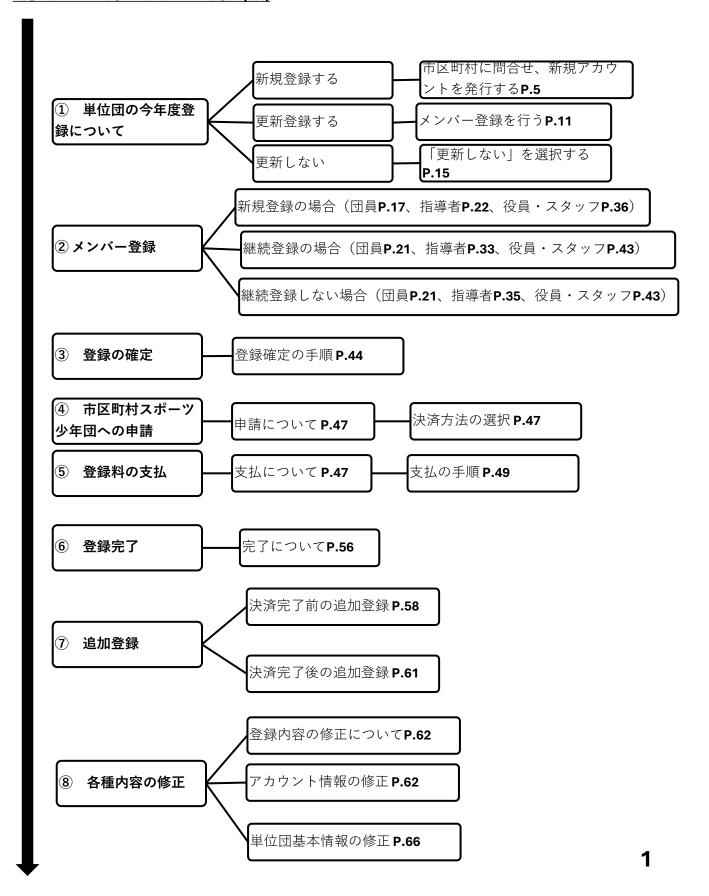
目次

・ 単位団の登録の流れと本マニュアルの該当ページ	· · · P.1
メール受信先一覧	· · · P.2
・ 各端末の操作画面について	· · · P.3
・ 「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める単位スポーツ少年団として構成	<u> </u>
する際に必要となる最低人数について 4. はじゅに	
1. はじめに	· · · P.5
1-1. <u>アカウント登録</u>	· · · P.5
1-2. <u>パスワードの登録</u> 1.3. 利用担約、個人情報保護式等。の同意	
1-3. 利用規約、個人情報保護方針への同意	· · · P.6 · · · P.7
1-4. <u>ログイン</u>	· · · P.8
1-5. <u>基本情報の登録について</u> 2. メンバー発行	
2. メンバー登録	· · · P.11
2-1. メンバー登録の構造・流れについて	· · · P.11
2-2. メンバー登録の『開始』と『更新しない』について	
2-3. 団員の登録 (新規)	· · · P.17
2-4. 団員の登録(更新)	· · · P.21
2-5. 指導者の登録 (新規)	· · · P.22
2-6. 指導者の登録(更新)	· · · P.33
2-7. 役員スタッフの登録(新規)	· · · P.36
2-8. 役員・スタッフの登録(更新)	· · · P.43
3. 登録確定	D 44
3-1. 登録の確定(登録要件) について	· · · P.44
4. 申請·承認	
4-1. 市区町村スポーツ少年団への申請について	· · · P.47
4-2. 申請・承認のステータス確認について 	· · · P.48
5. 支払	
5-1. 登録料の支払について	· · · P.49
6. 登録完了	
6-1. 登録の完了について	· · · P.56
7. 追加登録	
7-1. <u>追加登録について</u>	· · · P.58
7-2. 決済完了前の追加登録	· · · P.58
7-3. 決済完了後の追加登録	· · · P.61
8. 各種内容の修正	5.64
8-1. パスワードの変更について	· · · P.64
8-2. 代表メールアドレスの変更について	· · · P.65
8-3. 「単位団基本情報」の修正	· · · P.66
8-4. <u>登録者の情報の修正について</u>	· · · P.67
9. その他	_
9-1. <u>登録履歴</u>	· · · P.68
9-2.登録されている指導者資格の確認方法	· · · P.69

「単位スポーツ少年団の登録の流れ」と本マニュアルの該当ページ

目次は基本的に登録手順と連動しておりますが、本ページではより分かりやすいように、作業されるパターンに応じた 本マニュアルの該当ページをお示ししています。

4月1日から7月31日までの流れ(※) ※市区町村スポーツ少年団によって登録期間が異なるため、ご注意ください。



メール受信先一覧

スポーツ少年団登録システムにて登録作業等を行っていただくにあたり、ご登録いただいたメールアドレス宛 に各種メールが送信されます。メールの内容と送信先のメールアドレスを下記にお示ししています。

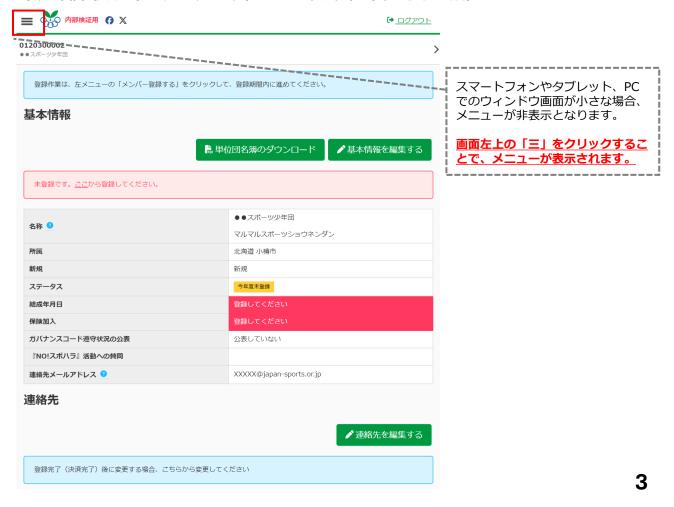
No.	項目	内 容	メールの作名	単位団 (代表メールアドレス)	単位団 (連絡先メールアドレス) <複数>
1	メンバー登録	メンバー登録の申請をした時	申請完了のお知らせ	•	
2	メンバー登録	市区町村からメンバー登録の承認がおりた時	支払依頼のお知らせ	•	
3	メンバー登録	市区町村からメンバー登録の差し戻しがあった時	登録内容差し戻しのお知らせ	•	
4	メンバー登録	【コンビニ決済の場合】 市区町村からの承認後、単位団にて支払時に必要な情報を入力した時	登録に関するコンビニ支払番号発行のお知らせ	•	
5	メンバー登録	【クレジットカード決済の場合】 クレジットカード情報を入力し、支払を行った時	登録完了のお知らせ	•	
6	メンバー登録	【窓口支払・口座振り込みの場合】 登録料を納入後	登録完了のお知らせ	•	
7	メンバー登録	【コンビニ決済の場合】コンビニにて決済完了後	支払完了のお知らせ	•	
8		再招待メール ※年度末の一斉送信の際、URLは発行後一ヶ月間有効 ※個別の再招待メールの際、URLは発行後一週間有効	再招待のお知らせ	•	
9	アカウント	新規単位団を作成した時 ※URLは発行後一週間有効	新規アカウント発行のお知らせ	•	
10	アカウント	代表メールアドレスを変更した時 ※確認用のURLは発行後30分間有効	メールアドレス変更手続きのお知らせ	•	
11	アカウント	パスワードを変更した時	パスワード変更のお知らせ	•	
12	アカウント	パスワードを再発行した時	パスワード再発行のお知らせ	•	
13	その他	日本スポーツ少年団・都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団 からの一斉メール	_	•	•

各端末の操作画面について

・トップ画面(PC)



・トップ画面(スマートフォン・タブレット・PCブラウザウィンドウが小さい場合)



•「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める 単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数について

<単位団登録に必要な最低構成人数>

- ・原則として団員10名以上、指導者(18歳以上)2名以上
- ・指導者のうち少なくとも2名以上が「スポーツ少年団の理念」を学んでいること ※新規登録単位団のみ「スポーツ少年団の理念を学んだ者」は必置としない

		指導者		団員
		理念〇	理念×	
		18 歳以上	18 歳以上	
パタ	A	2名		10名
ター	ВЖ	1名	1名	10名
ン	СЖ	0名	2名	10名

理念○:第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- (1) 令和元 (2019) 年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ (スポーツ少年団) 資格保有者
- (3) 令和元(2019) 年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023) 年度 まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和 2 (2020) 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行 っている者
- ※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能(第2条第5項に基づくパタ ーン)。

<指導者登録に必要な資格> SP lacktriangler RT

- JSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダー資格を除く) ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- 日本サッカー協会(JFA)公認C 級コーチライセンス以上の資格
- 日本バスケットボール協会(JBA)公認C 級コーチライセンス以上の資格

<理念を学んだ者となる条件>



- JSPO公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者 ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ・ 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- 令和 2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

・1-1. アカウント登録

日本スポーツ少年団(または市区町村・都道府県スポーツ少年団)から届く「アカウント発行メール」から スポーツ少年団登録システムへアカウント登録を行います。

前年度、登録を行った単位団についても、<mark>毎年「アカウント発行メール」からパスワードの設定が必要</mark>となります。 ※新規で単位団を設立する場合は、所属する市区町村スポーツ少年団にお問合せ下さい。

登録手順

① 3月下旬に、日本スポーツ少年団(または市区町村・都道府県スポーツ少年団)から 単位団の代表メールアドレス宛に、下記件名の「アカウント発行メール」が送信されます。 ※URLの有効期限は、メール送信から1ヶ月となりますのでご注意ください。

件名: 【スポーツ少年団登録システム】新規アカウント発行のお知らせ

② 上記件名のメールを確認のうえ、メール本文中のURLをクリックし、登録作業を開催します。

【スポーツ少年団登録システム】新規アカウント発行のお知らせ 愛信トレイ× Gmail直道×

ē C

https://staging.jisa-entry.japan-sports.or.jp/confirm?token=eyJ0eXAiOiJKV1QiLCJhbGciOiJIUzl1NiJ9.eyJzdWliOiJ7XCJ1c2VybmFtZVwiOlwic2lzX2lzaGlrYXdhXCJ9liwiZXhwljoxNTc2MDY5NTY3fQ.v4obbEy2cFiRu-ltYfCmRZSOrCe2MReA_FcnZG569FQ

※URL(アドレス)が長く、改行している場合は、URL全てをコピーしてブラウザの「アドレス」または「場所」入力機に貼りつけて「Enter」を押してください。 その際、先頭や途中にスペースが入らないようご注意ください。

公益財団法人 日本スポーツ協会

ログイン: https://staging.jjsa-entry.japan-sports.or.jp

※本メールは送信専用アドレスからの自動配信メールとなります。直接返信いただいても、メールの受け取りはできません。



・1-2. パスワードの登録

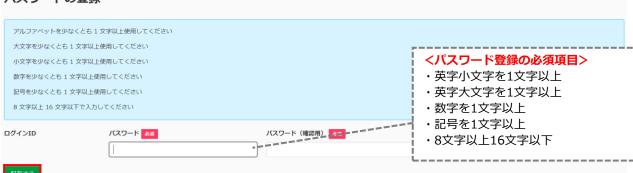
メール本文中のURLをクリックすると、「パスワードの登録」画面に遷移します。

※パスワードの登録には条件がありますので、画面青枠内の注意事項をご確認ください。

登録手順

- ① 「パスワード」に設定するお好きなパスワードを入力します。
- ② 「パスワード(確認用)」に再度、①と同じパスワードを入力します。
- ③ 保存する をクリックし、登録は完了となります。

パスワードの登録



5

・1-3. 利用規約、個人情報保護方針への同意

パスワードの登録が完了すると、利用規約・個人情報保護方針が表示されます。

必ずご一読のうえ、「同意する」にチェックを入れ、 次へ進む をクリックしてください。

※「同意する」にチェックを入れないと、「次へ進む」ボタンはクリックできません。

サービスへの同意 利用規約 スポーツ少年回登録システム(本システム)の利用に際して、都通府県スポーツ少年回、市区町村スポーツ少年回および単位スポーツ少年回の利用者は、登録・管理する個人情報の重要性に進み、特に以下の点に注意してください。 × 利用するPCは、ウイルス対策ソフトをインストールすること。また、インストールしたウイルス対策ソフトは自動更新などで最新の状態を保つこと。 × スマートフォン、タブレット等の携帯端末を利用する場合は、OS(Operating System)を最新のパーションにアップデートすること。 × バスフードは、自分の名称、電話番号、誕生日など、推測されやすいものを避けること。 × ログインDASよびパスワードは装重に管理すること。 × 登録者の情報を印刷したり、USBメモリに格納するなどをした場合にも、当該情報を転重に管理すること。 × 利用するPCおよび携帯端末のセキュリティ対策不備により当該PC・端末が利用され、本システムに対して不正攻撃が行われた場合、責任追及される可能性について認識すること。 ✓ 同意する 個人情報保護方針 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、下記「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」に基づき、ご提供いただく個人情報を安全に取り扱います。 スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団登録により取得した個人情報を、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、以下の異務および利用目的に必要な範囲で利用いたします。 1.個人情報の利用目的について取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、登録者本人の承諾なく、他の目的には利用いたしません。 スポーツ少年団登録手続きのため 本会情報誌、研修会開催案内等の送付および配信のため スポーツ少年団関連活動を実施する際の登録状況の確認のため 信頼できる報道資料や各種大会プログラム等における登録内容の掲載のためスポーツ少年団登録者に有益だと考えられる各種情報を提供するため 🗸 同意する

•1-4.ログイン

ログイン画面のURLをクリックします。 <URL: https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login > 『ログインID (数字10桁) 』と『パスワード』を入力して、ログイン をクリックします。

※1-2に記載のパスワードの登録完了後は、ログイン画面(上記URL)からログインを行ってください。





ログインID・・数字10桁の単位団の団体番号

パスワード・・単位団にて設定したパスワード 「□パスワードを表示する」にチェックを入れる と入力したパスワードを確認することができます。

- ●スポーツ少年団登録システムに関する操作手順動画(YouTube) 登録システムに関する操作動画をYouTubeにて掲出しています。
- ●よくある質問(単位団向け) 登録システムに関する「よくある質問」をまとめたFAQを 掲出しています。
- ●前年度JSPO資格養成講習会受講修了者の操作方法 前年度JSPO資格養成講習会を受講修了された方の 指導者への登録方法を掲出しています。
- ●JSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行手続きマニュアル 「旧スポーツ少年団認定員」向けの資格移行手続きに関する 手順を掲出しています。
- ●マニュアル

単位団向けのマニュアル (本マニュアル) を掲出しています。 必要に応じて、こちらからダウンロードを行ってください。

△ログインに失敗した場合、以下の可能性が想定されます。



①ログインIDが誤っている

・・アカウント発行メールの宛名欄に記載されている 数字10桁のログインIDを再度ご確認ください。

②アカウントにロックがかかっている

・・ログインに10回失敗すると、アカウントが ロックされ、ログインができなくなります。 ※ロックは30分経過後、自動的に解除されます。

③パスワードが誤っている

・・「パスワードを忘れた方はこちら」から パスワードの再設定を行ってください。

※パスワード再設定に関するご案内メールは、 単位団の代表メールアドレス宛に送信されます。

1-5. 基本情報の登録について

アカウントの発行、パスワードの登録が完了後、【単位団の基本情報】の登録が必要となります。 ログイン後、「基本情報」・「活動情報」の登録を行ってください。

・【基本情報】の登録

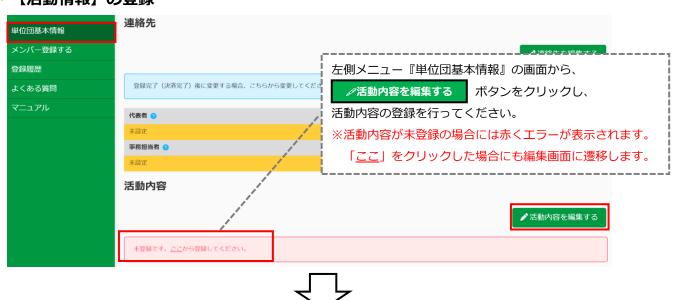




1-5. 基本情報の登録について

アカウントの発行、パスワードの登録が完了後、【単位団の基本情報】の登録が必要となります。 ログイン後、「基本情報」・「活動情報」の登録を行ってください。

・【活動情報】の登録





9

1-5. 基本情報の登録について

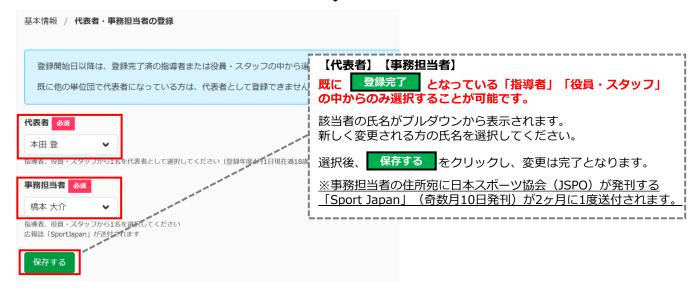
メンバー登録時、登録する指導者、役員・スタッフの中から「代表者」「事務担当者」を選択し設定します。 登録完了後に、「代表者」「事務担当者」を変更する場合は、単位団基本情報から修正作業を行います。 ※「今年度未登録」ステータスの間は、昨年度の登録情報が引き継がれます。

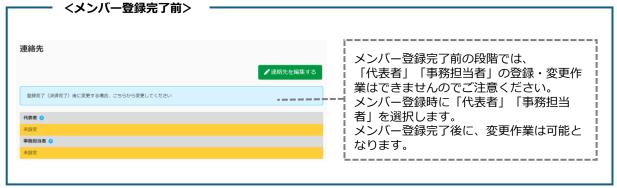
・【代表者】【事務担当者】の変更

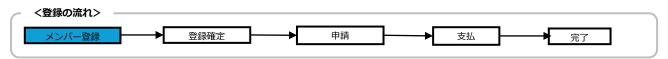
単位団の【代表者】および【事務担当者】は登録完了の「指導者」、「役員」または「スタッフ」からのみ選択が可能です。











2-1.メンバー登録の構造・流れについて

左側メニューの『メンバー登録』から、今年度単位団に所属し、活動するメンバー(団員、指導者、役員・スタッフ)の登録を行います。 【団員】【指導者】【役員・スタッフ】の登録は同時に行うことができます。

登録必須項目(※事前にご準備いただくもの)

- ・『団員』の登録:「氏名(カナ)」「生年月日」「性別」「個人ID(※1)」
- ・『指導者』の登録:「氏名(カナ)」「生年月日」「性別」「個人ID(※1)」「資格情報(※2)」「住所」「電話番号」
- ・『役員・スタッフ』の登録:「氏名(カナ)」「生年月日」「性別」「個人ID(※1)」「住所」「電話番号」

※留意事項※

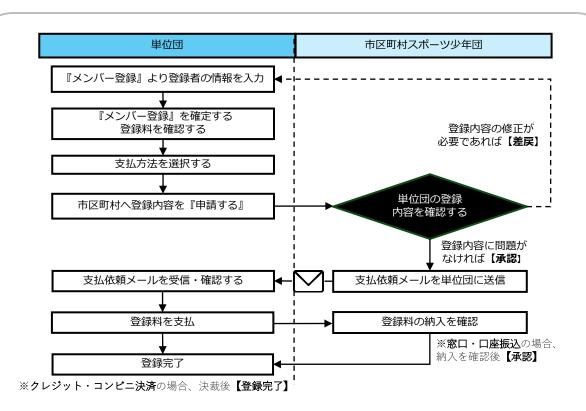
※1:「個人ID」とは個人を識別するためのIDを指します。 (次ページ参照)

個人IDがご不明な場合は、所属する単位団または前年度所属単位団の代表者もしくは市区町村スポーツ少年団にお問合せください。

(今年度『新規登録』をされる方は、個人IDは不要です。登録完了後に個人IDが付与されます。)

※2:「資格情報」とは、各資格の種別や資格番号を指します。

指導者として登録するにあたって、保有している資格情報(資格の種別と資格番号)が必要となります。



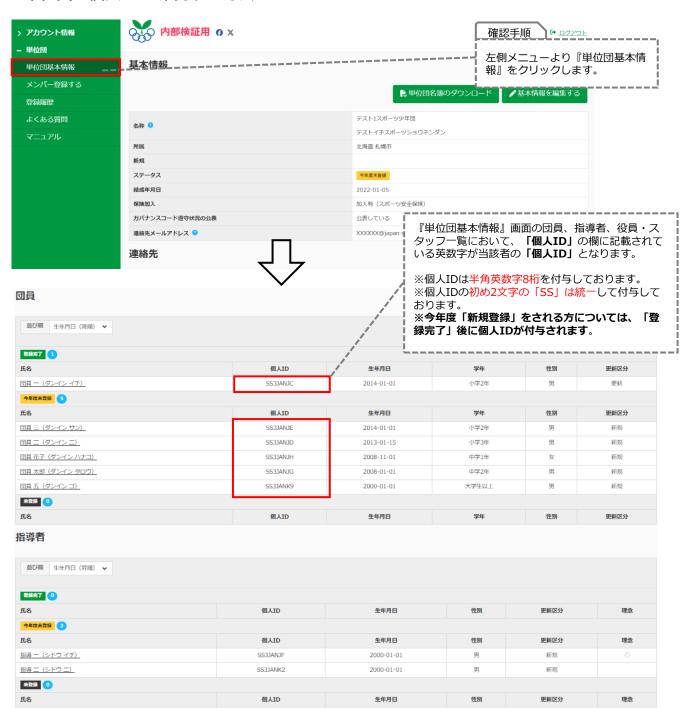
※メンバー登録作業においては、市区町村スポーツ少年団の承認が必要となります。

承認の場合:市区町村スポーツ少年団からの支払依頼メールに従って登録料の支払いに進みます。

差戻の場合: 市区町村スポーツ少年団からの指摘事項に沿って「メンバー登録」の入力画面から修正を行い、

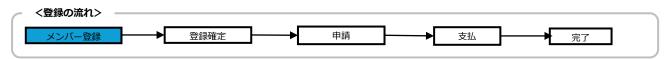
再度、市区町村スポーツ少年団へ申請を行います。

※単位団が個人IDを確認する方法



※個人IDについて

個人IDがご不明な場合は、所属する単位団または前年度所属単位団の代表者もしくは市区町村スポーツ少年団に お問合せください。(ただし、今年度『新規登録』をされる方は、個人IDは不要です。)

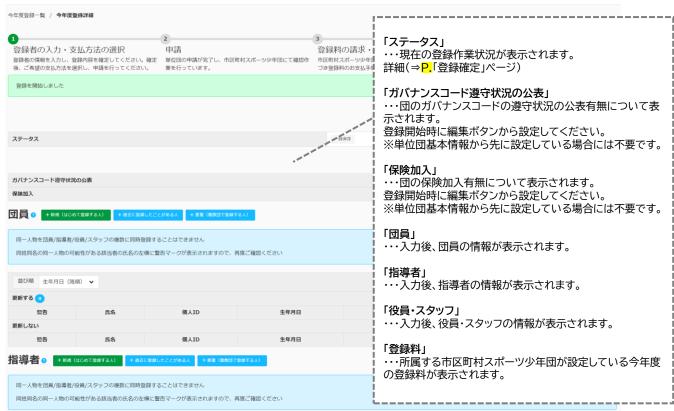


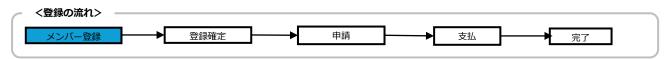
2-2.メンバー登録の『開始』と『更新しない』について

◆『開始』の場合



今年度から新規で登録する単位団の画面 <新規>



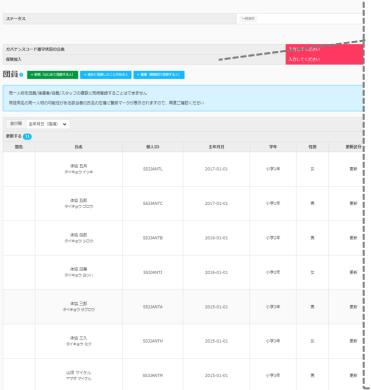


2-2.メンバー登録の『開始』と『更新しない』について

◆『開始』の場合



昨年度登録していた単位団の画面 <更新>



「ステータス」

・・・・現在の登録作業状況が表示されます。詳細(⇒P.44「登録確定」ページ)

「ガバナンスコード遵守状況の公表」

··・団のガバナンスコードの遵守状況の公表有無について 表示されます。

登録開始時に編集ボタンから設定してください。

※単位団基本情報から先に設定している場合には不要です。

「保険加入」

・・・・団の保険加入有無について表示されます。

登録開始時に編集ボタンから設定してください。

※単位団基本情報から先に設定している場合には不要です。

「団員」

・・・・団員の情報が表示されます。(更新の場合、昨年度登録していた団員の氏名等の情報が表示されます)

「指導者」

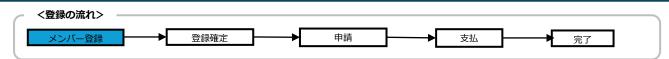
・・・・指導者の情報が表示されます。(更新の場合、昨年度登録していた指導者の氏名等の情報が表示されます)

「役員・スタッフ」

・・・役員・スタッフの情報が表示されます。(更新の場合、昨年度登録していた役員・スタッフの氏名等の情報が表示されます)

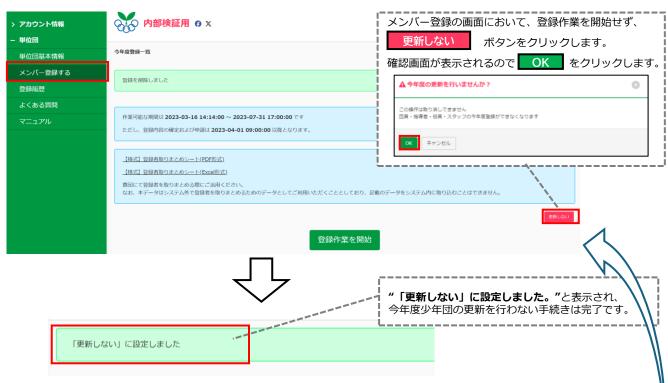
「登録料」

・・・・所属する市区町村スポーツ少年団が設定している今年度の登録料が表示されます。



2-2.メンバー登録の『開始』と『更新しない』について

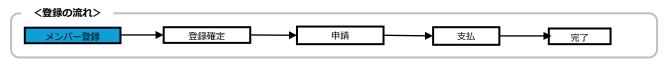
◆少年団の登録を『更新しない』場合



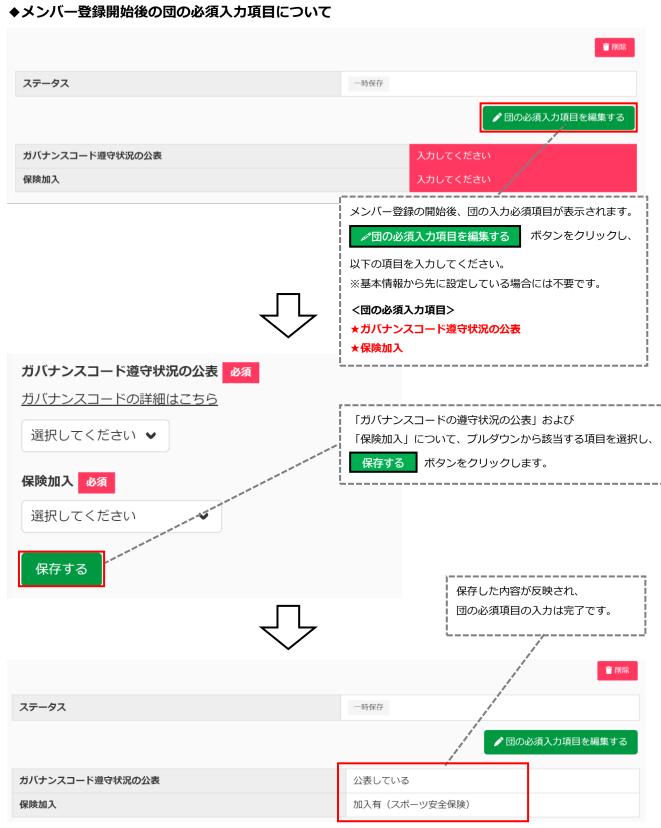
◆『開始』ボタンをクリックし、メンバー登録作業を開始後に『更新しない』に変更したい場合

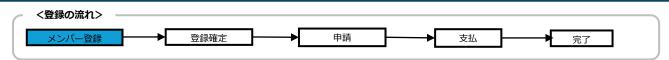


※誤って「更新しない」を選択した場合には、ご所属の市区町村スポーツ少年団までお問い合わせください。



2-2.メンバー登録の『開始』と『更新しない』について





2-3.団員の登録(新規)

団員の新規登録には3つの登録パターンがあります。それぞれの登録手順に沿って、登録を行ってください。

登録必須項目(※事前にご準備いただくもの)

「氏名(カナ)」「生年月日」「性別」「個人ID(※1)」

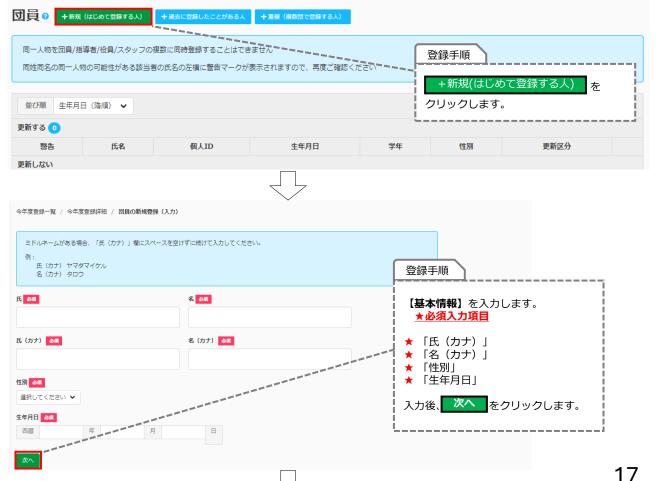
※1:「個人ID」とは個人を識別するためのIDを指します。

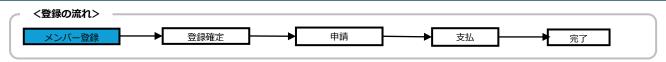
+過去に登録したことがある人 または +重複(複数団で登録する人) から登録される方は個人IDを使用しますので、

登録前に必ず「個人ID」をご確認ください。

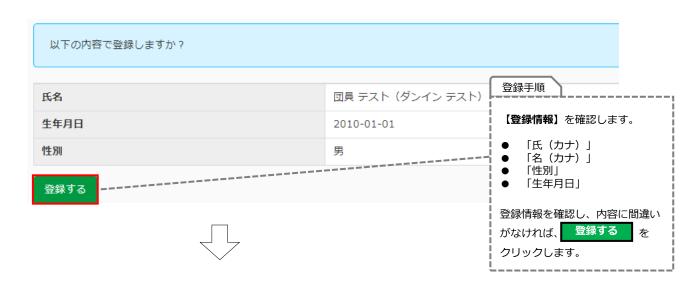
個人IDがご不明な場合は、所属する単位団または前年度所属していた単位団の代表者もしくは市区町村スポーツ少年団にお問合せください。※今年度『新規登録』をされる方は、メンバー登録の時点では個人IDはありません。

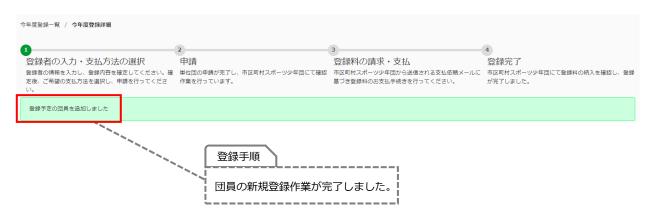
・団員【+初めて登録する人】を登録する場合

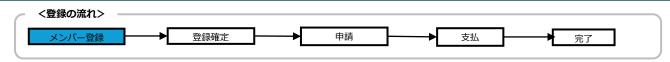




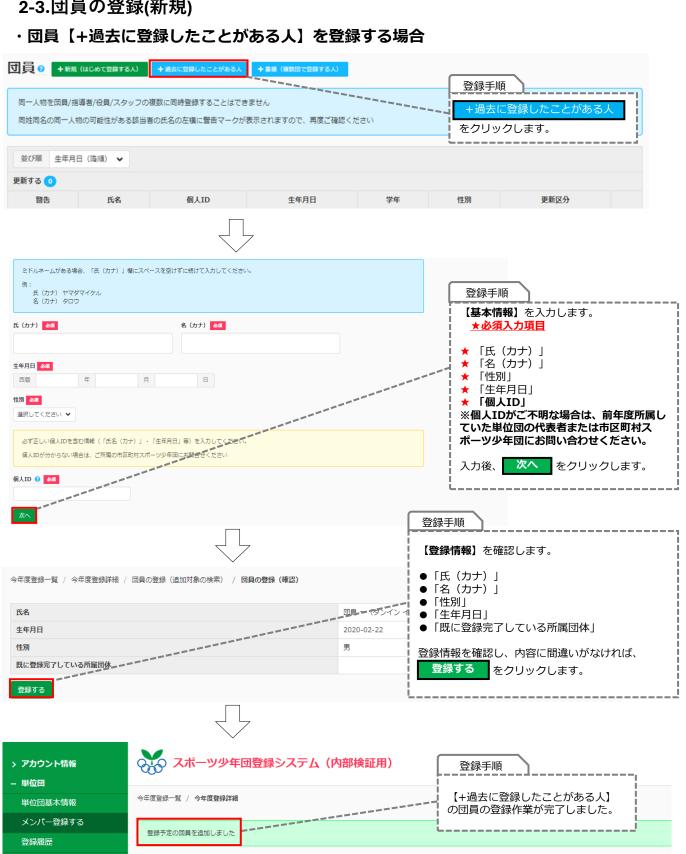
2-3.団員の登録(新規)

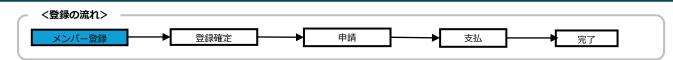




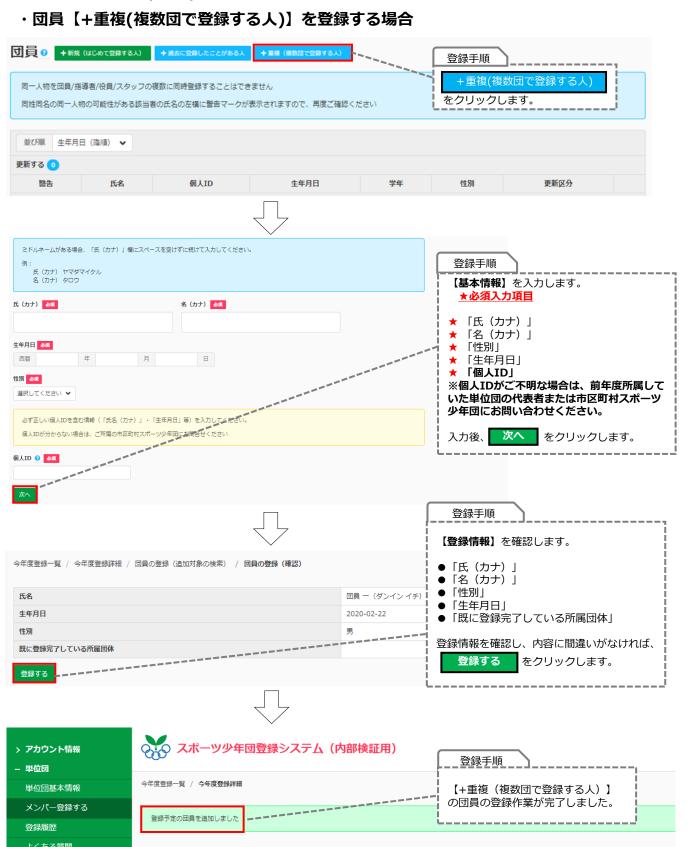


2-3.団員の登録(新規)

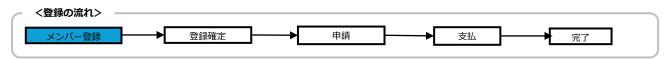




2-3.団員の登録(新規)



20



2-4.団員の登録(更新)

・団員【更新登録】をする場合

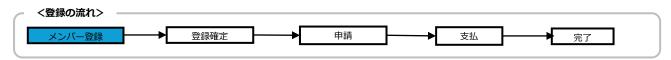
前年度に登録していた情報は予め入力されています。

※「認定番号」(ジュニア・リーダーおよびシニア・リーダー)の変更はできません。



◆更新しない場合





2-5.指導者の登録(新規)

指導者の新規登録には3つの登録パターンがあります。それぞれの登録手順に沿って、登録を行ってください。

+新規(はじめて登録する人) + 過去に登録したことがある人 +重複(複数団で登録する人)

+新規(はじめて登録する人)

····スポーツ少年団登録システムに初めて登録する方 ⇒「個人ID」はまだ付されていません

+過去に登録したことがある人

・・・・・令和2(2020)年度以降にスポーツ少年団登録システムに登録をされたことがある方

⇒ 既に「個人ID」が付与されています(※詳細下記)

+重複(複数団で登録する人)

……既に他の単位団や市区町村・都道府県スポーツ少年団に登録されている方

⇒ 既に「個人ID」が付与されています(※詳細下記)

登録必須項目(※事前にご準備いただくもの)

「氏名(カナ)」「生年月日」「性別」「個人ID(※1)」

※1:「個人ID」とは個人を識別するためのI<u>Dを指します。</u>

+過去に登録したことがある人

または

+重複(複数団で登録する人) から登録される方は個人IDを使用しますので、

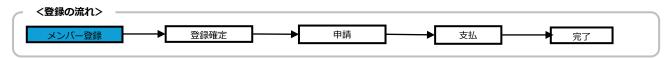
登録前に必ず「個人ID」をご確認ください。

個人IDがご不明な場合は、所属する単位団または前年度所属していた単位団の代表者もしくは市区町村スポーツ少年団に お問合せください。※今年度『新規登録』をされる方は、メンバー登録の時点では個人IDはありません。

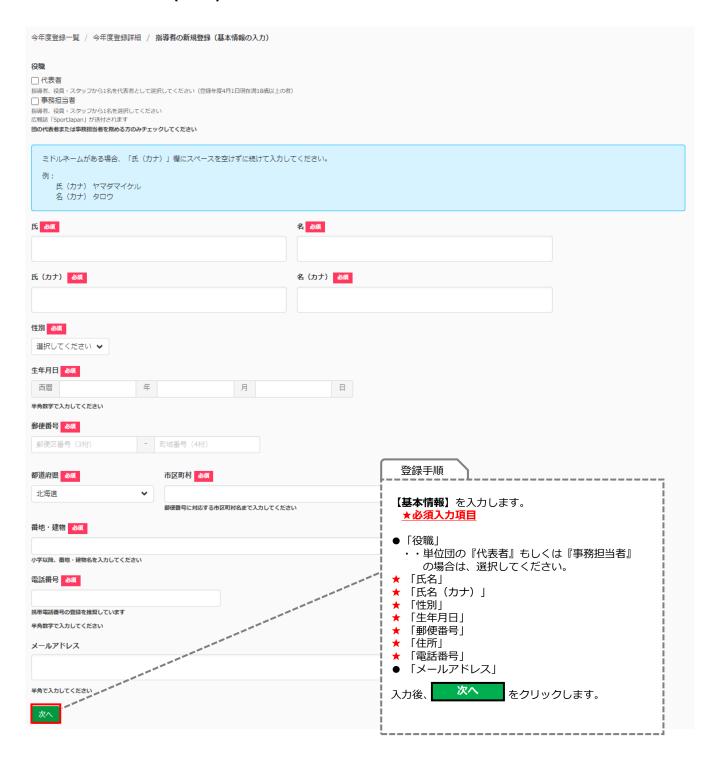
・指導者【+初めて登録する人】

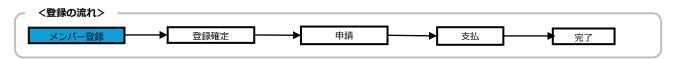






2-5.指導者の登録(新規)





2-5.指導者の登録(新規)

スポーツ少年団の指導者登録に必要な指導者資格

- ①JSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダー資格を除く) ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ②日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格
- ③日本バスケットボール協会(JBA)公認C 級コーチライセンス以上の資格

スポーツ少年団の理念を学んだ者となる条件

- ①JSPO公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格を保有している者 ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ②令和元(2019)年度スポーツ少年団登録において「認定育成員資格」「認定員資格」保有者であった者
- ③令和元(2019)年度以前にシニア・リーダー資格を認定され、令和 5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- ④令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

以下のすべての指導者資格の保有状況について、「はい」または「いいえ」で回答いただきますので、 保有されている指導者資格の登録番号を予めご確認ください。

● JSPO公認スポーツ指導者資格を保有している者

確認方法

お持ちのカード型登録証の裏面記載のまたは指導者マイページトップ画面に表示の半角数字7桁をご確認ください

【表面】



【裏面】



● 前年度のJSPO公認スポーツ指導者資格[スタートコーチ(ジュニア・ユース)等]養成講習会を 受講し、修了した者

確認方法

指導者マイページにログインの上、 トップページの「講習会申込履歴」に 記載の受講番号をご確認ください



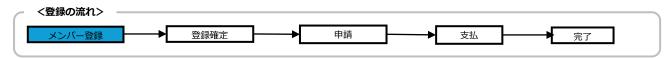
● 日本サッカー協会(JFA)公認指導者資格(C級以上)を保有している

確認方法 公益財団日本サッカー協会の運営する<u>「KICKOFF」</u>または<mark>お持ちの指導者ライセンス証</mark>を ご確認ください

● 日本バスケットボール協会(JBA)公認指導者資格(C級以上)を保有している者

確認方法 公益財団法人日本バスケットボール協会の運営する<u>「TeamJBA(会員登録管理システム)」</u> または<mark>お持ちの登録証(カード)</mark>をご確認ください

※従前から周知のとおり、令和6年度以降、「JSPO公認スポーツリーダー」および「認定育成員資格」「認定員資格」では、スポーツ少年団へ指導者登録はできません。



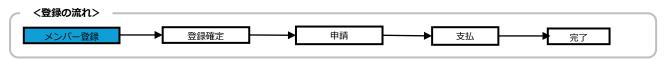
2-5.指導者の登録(新規)

以下のすべての指導者資格の保有状況について、「はい」または「いいえ」を選択してください。 また、保有されている指導者資格に<u>「はい」を選択のうえ、資格の各種登録番号を入力してください。</u>

- ▲ 指導者登録には必ずいずれかの資格で「はい」を選択のうえ、登録番号を入力する必要があります。
- 🛕 各種資格が「有効状態」であるかを確認しております。

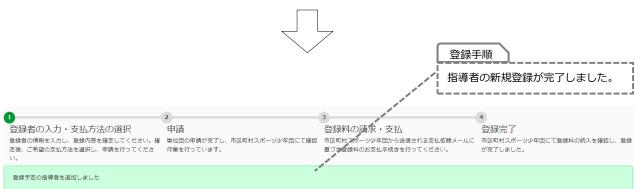
「エラー」が表示された場合は、お持ちの資格の有効状態や登録番号を再度ご確認ください。

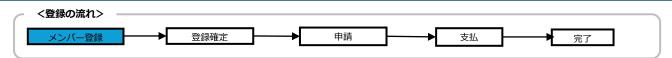




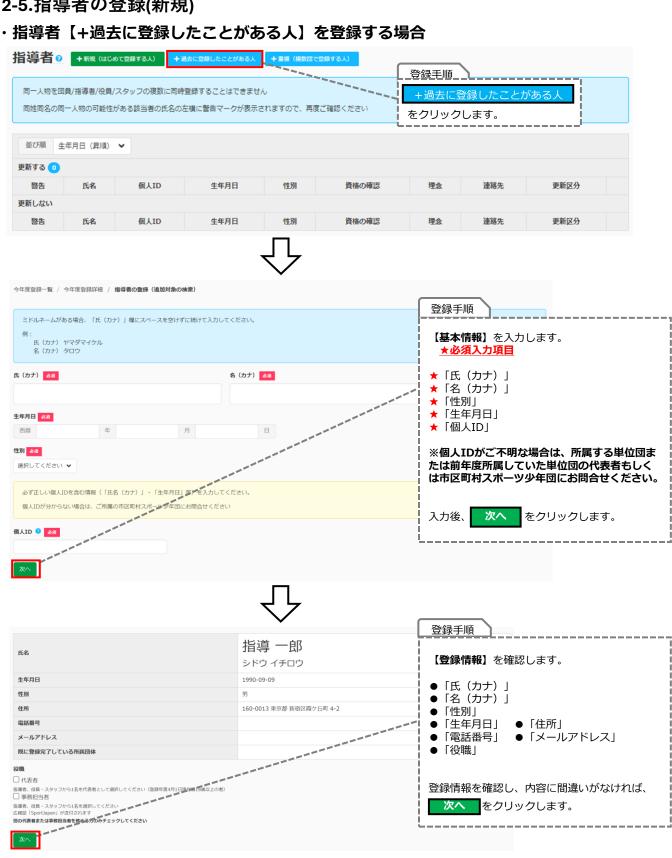
2-5.指導者の登録(新規)

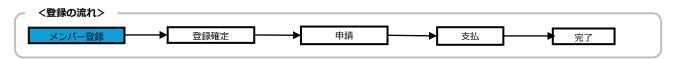






2-5.指導者の登録(新規)





2-5.指導者の登録(新規)

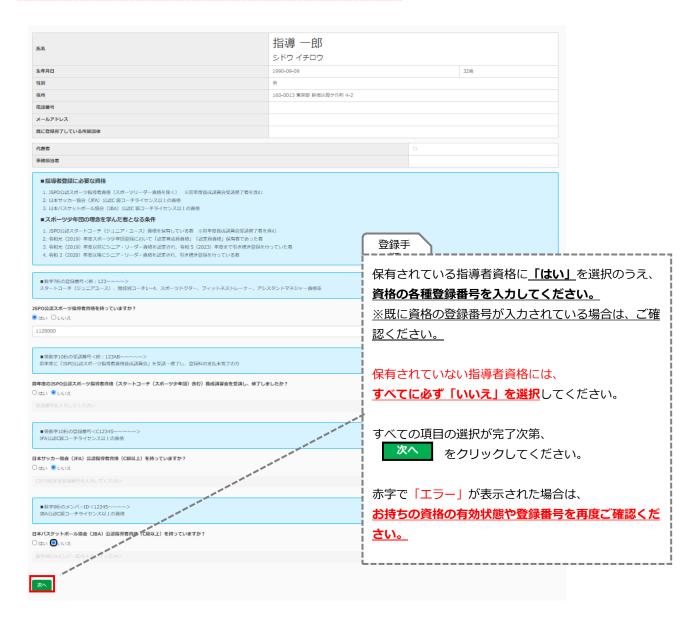
・指導者【+過去に登録したことがある人】を登録する場合

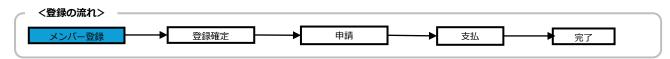
以下のすべての指導者資格の保有状況について、「はい」または「いいえ」を選択してください。 また、保有されている指導者資格に<u>「はい」を選択のうえ、資格の各種登録番号を入力してください。</u>

- ▲ 指導者登録には必ずいずれかの資格で「はい」を選択のうえ、登録番号を入力する必要があります。
- ▲ 各種資格が「有効状態」であるかを確認しております。

「エラー」が表示された場合は、お持ちの資格の有効状態や登録番号を再度ご確認ください。

※各種指導者資格番号等については、P.24を参照ください。





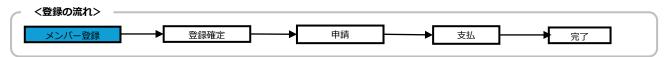
2-5.指導者の登録(新規)

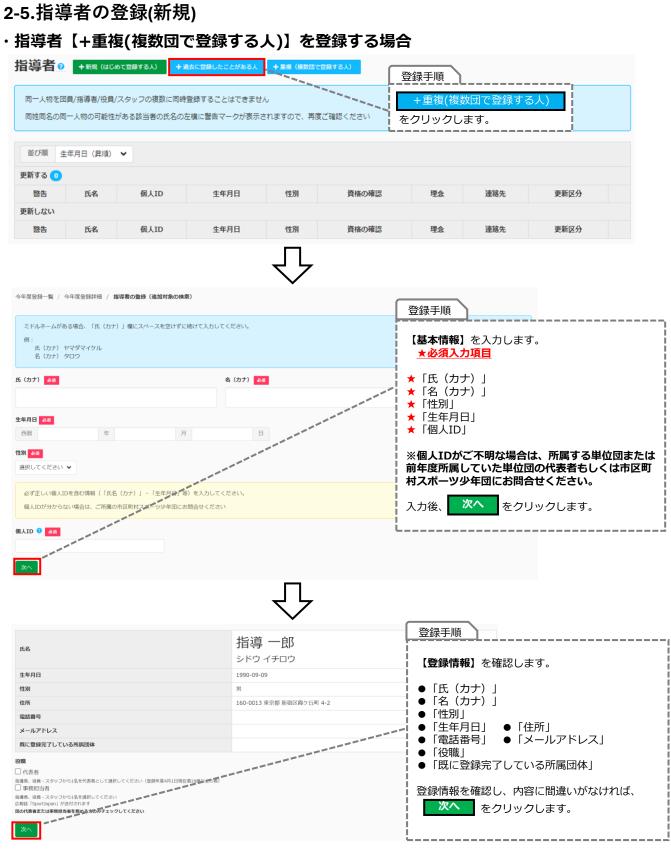
・指導者【+過去に登録したことがある人】を登録する場合

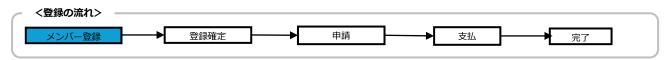












2-5.指導者の登録(新規)

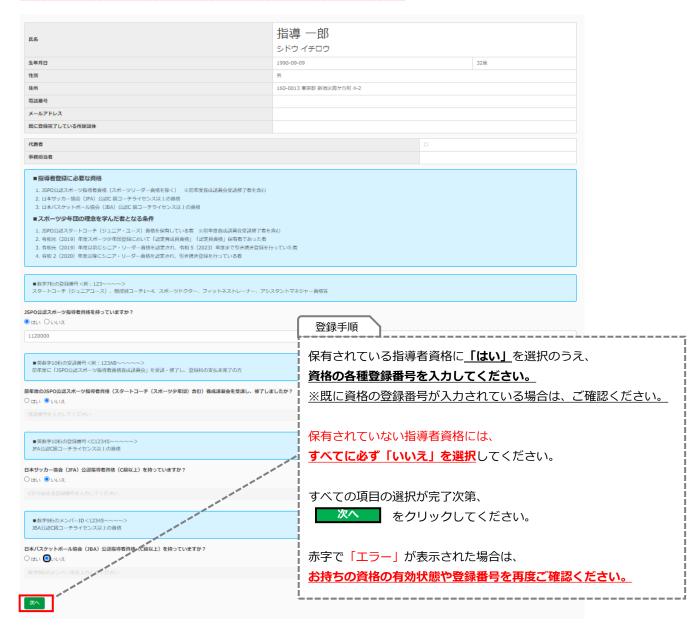
・指導者【+重複(複数団で登録する人)】を登録する場合

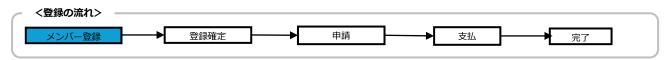
以下のすべての指導者資格の保有状況について、「はい」または「いいえ」を選択してください。 また、保有されている指導者資格に<u>「はい」を選択のうえ、資格の各種登録番号を入力してください。</u>

- ▲ 指導者登録には必ずいずれかの資格で「はい」を選択のうえ、登録番号を入力する必要があります。
- ▲ 各種資格が「有効状態」であるかを確認しております。

「エラー」が表示された場合は、お持ちの資格の有効状態や登録番号を再度ご確認ください。

※各種指導者資格番号等については、P.24を参照ください。





2-5.指導者の登録(新規)

・指導者【+重複(複数団で登録する人)】を登録する場合







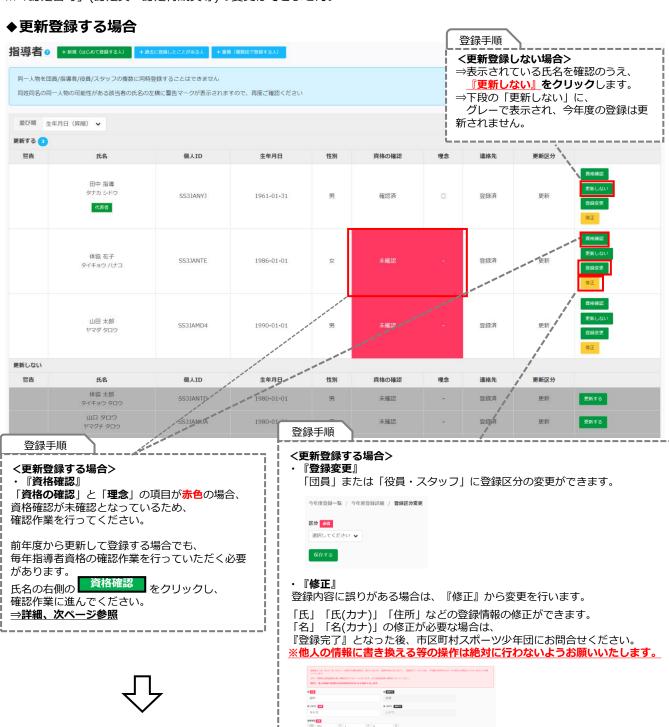


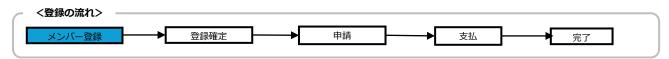
2-6.指導者の登録(更新)

・指導者【更新登録】を登録する場合

前年度に登録された指導者の資格情報(登録番号)は既に登録システムに入力されております。 間違いがないかご確認ください。

※「認定番号」(認定員・認定育成員等)の変更はできません。





2-6.指導者の登録(更新)

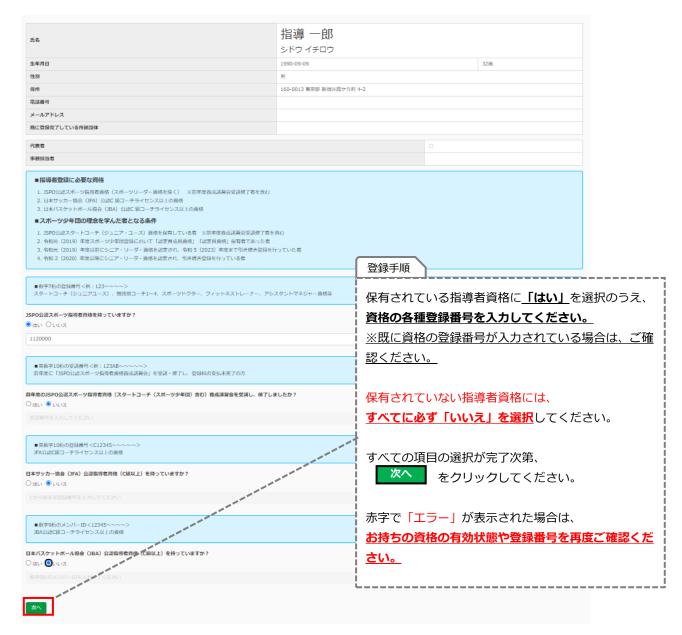
・指導者【更新登録】を登録する場合

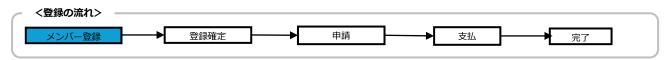
以下のすべての指導者資格の保有状況について、「はい」または「いいえ」を選択してください。 また、保有されている指導者資格に<u>「はい」を選択のうえ、資格の各種登録番号を入力してください。</u>

- ▲ 指導者登録には必ずいずれかの資格で「はい」を選択のうえ、登録番号を入力する必要があります。
- ▲ 各種資格が「有効状態」であるかを確認しております。

「エラー」が表示された場合は、お持ちの資格の有効状態や登録番号を再度ご確認ください。

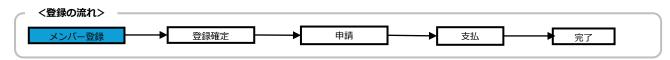
※各種指導者資格番号等については、P.24を参照ください。





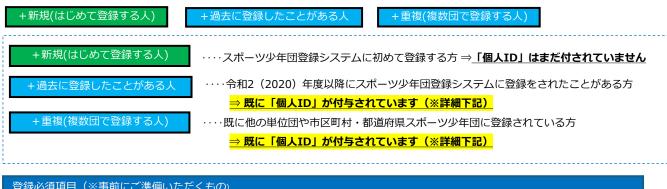
- 2-6.指導者の登録(更新)
- ・指導者【更新登録】を登録する場合
- ◆更新登録しない場合

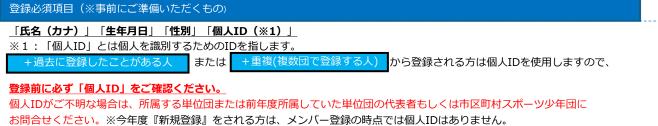




2-7.役員・スタッフの登録(新規)

役員・スタッフの新規登録には3つの登録パターンがあります。それぞれの登録手順に沿って、登録を行ってください。

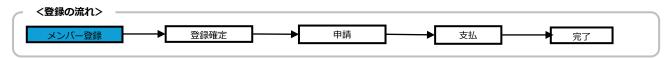




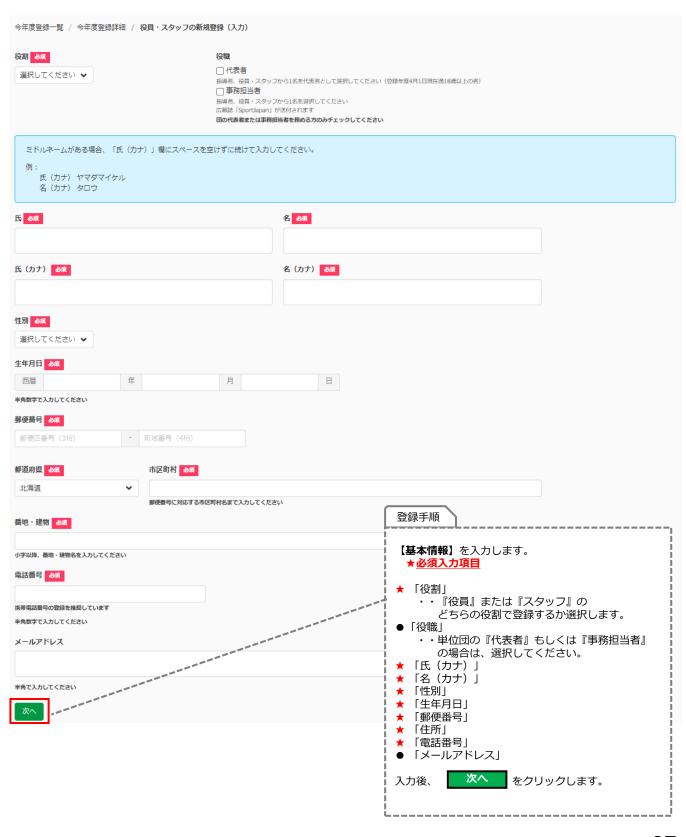
・役員・スタッフ【+新規(はじめて登録する人)】を登録する場合

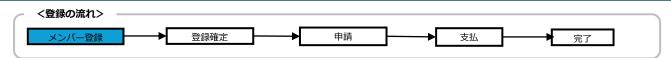






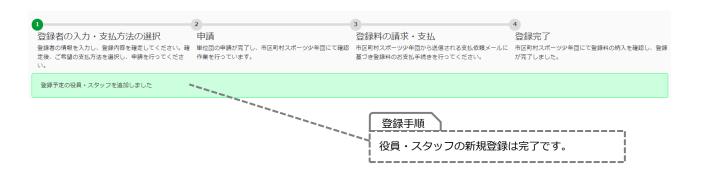
2-7.役員・スタッフの登録(新規)

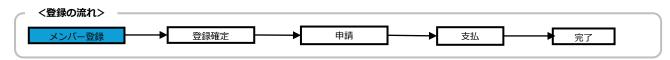




2-7.役員・スタッフの登録(新規)







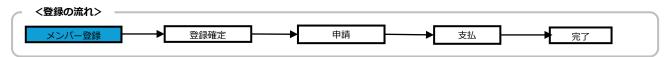
- 2-7.役員・スタッフの登録(新規)
- ・役員・スタッフ【+過去に登録したことがある人】を登録する場合











2-7.役員・スタッフの登録(新規)

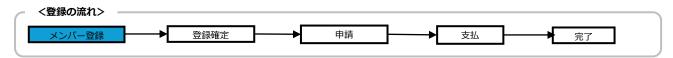
・役員・スタッフ【+過去に登録したことがある人】を登録する場合







登録者の入力・支払方法の選択 登録者の情報を入力し、登録内容を確定してください。確 単位団の申請が完了し、市区町村スポーツ少年団にて確認 市区町村スポーツ少年団から送信される支払依頼メールに 市区町村スポーツ少年団にて登録料の納入を確認し、登録 定後、ご希望の支払方法を選択し、申請を行ってくださ 登録予定の役員・スタッフを追加しました 登録手順 役員・スタッフ【+過去に登録したことがある人】 の新規登録は完了です。

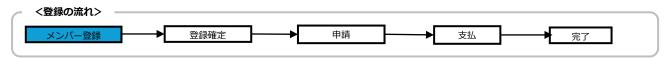


- 2-7.役員・スタッフの登録(新規)
- ・役員・スタッフ【+重複(複数団で登録する人)】を登録する場合







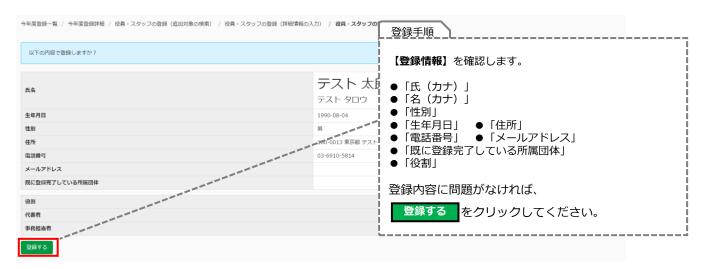


2-7.役員・スタッフの登録(新規)

・役員・スタッフ【+重複(複数団で登録する人)】を登録する場合



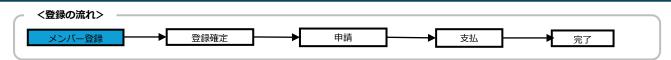








◆更新登録しない場合



- 2-8.役員・スタッフの登録(更新)
- ・役員・スタッフ【更新登録】をする場合



登録手順 「更新しない場合」 役員②・スタッフ② + 新規(はじめて登録する人) + 過去に登録したことがある人 ⇒表示されている氏名を確認し、 <u>『更新しない』</u>をクリックします。 同一人物を団目/指導者/役目/スタッフの複数に同時登録することはできません 『更新しない』を選択された場合、 同姓同名の同一人物の可能性がある該当者の氏名の左横に警告マークが表示されますので、再度ご確認ください 氏名情報がグレーに網掛けされ、 下段に表示されます。 並び順 生年月日(昇順) 🗸 更新する 1 個人ID 牛年月日 連絡先 更新区分 警告 氏名 性別 役割 役員 -SS31AMYE 2000-01-01 役員 登録済 更新しない 警告 個人ID 生年月日 性別 連絡先 更新区分 氏名 役割 スタッフー SS3JANG3 2002-02-22 新規 更新する スタッフ 登録済

3. 登録確定



入力した「団員」「指導者」「役員・スタッフ」の登録確定を行います。

※ 確定する をクリックすることで「登録内容」と「登録料」が確定され、

市区町村スポーツ少年団への「承認申請」に進むことができます。

(瓜この時点では入力いただいた登録内容が確定しただけであり、メンバー登録は完了していません。ご注意ください。)

単位団の登録には原則、下記の【登録要件①~④】をすべて満たしている必要があります。

※登録要件に関してご不明な点等ございましたら、ご所属の市区町村スポーツ少年団へお問合せください。

登録要件について

①団員10名以上の登録が必要

・・・単位団には、原則団員10名以上の登録が必要となります。

②指導者(18歳以上)2名以上の登録が必要

・・・指導者(18歳以上)のうち<mark>「スポーツ少年団の理念を学んだ者」 2 名以上</mark>の登録が必要となります。

※新規登録単位団について

単位団立ち上げの初年度に限り、指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が1名以下でも登録を可能とする。

ただし、以下の(1)または(2)を満たすこと。

- (1) 「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が指導者として1名登録した場合
 - ⇒ この1名を除いた指導者または役員・スタッフのうち少なくとも1名が、 当該年度内にスタートコーチ(ジュニアユース)養成講習会の受講を修了すること
- (2) 「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が指導者にいない(0名)の場合
 - ⇒ <mark>指導者または役員・スタッフのうち少なくとも**計2名**が、</mark> 当該年度内にスタートコーチ(ジュニアユース)養成講習会の受講を修了すること

「スポーツ少年団の理念を学んだ者」となる条件について

以下に該当する方は、「スポーツ少年団の理念を学んだ者(理念○)」として登録が可能です。

- (1) 令和元(2019) 年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ (ジュニアユース) 資格保有者 ※前年度講習会受講修了者含む
- (3) 令和元 (2019) 年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され、 令和5 (2023) 年度まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和2(2020) 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

③指導者または役員・スタッフの中から代表者1名の登録が必要

・・・指導者または役員・スタッフの中から代表者1名を登録する必要があります。

④指導者または役員・スタッフの中から事務担当者1名の登録が必要

・・・指導者または役員・スタッフの中から事務担当者1名を登録する必要があります。 登録いただいた事務担当者宛に、日本スポーツ協会が発刊する「Sports Japan」を2ヶ月に一度(奇数月)発送いたします。

【指導者登録に関する留意事項】

令和6(2024)年度以降は、公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格等の保有が義務付けられます。 以下の資格の保有のみでは、令和6(2024)年度以降指導者としてご登録はできませんのでご注意ください。

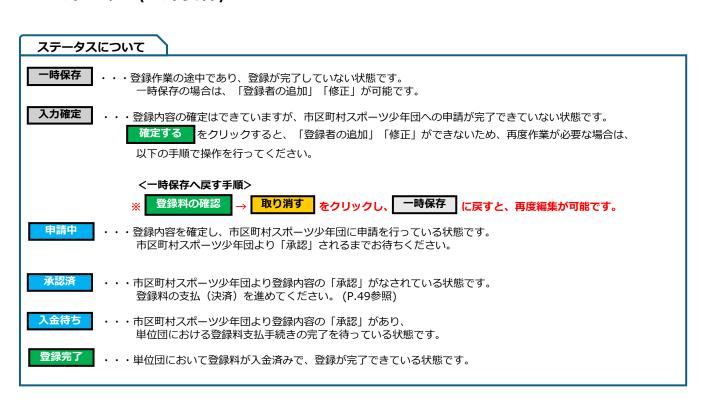
<該当資格>

- ・スポーツ少年団認定員資格
- ・JSPO公認スポーツリーダー(認定員失効者含む)
- ・シニア・リーダー資格

3. 登録確定



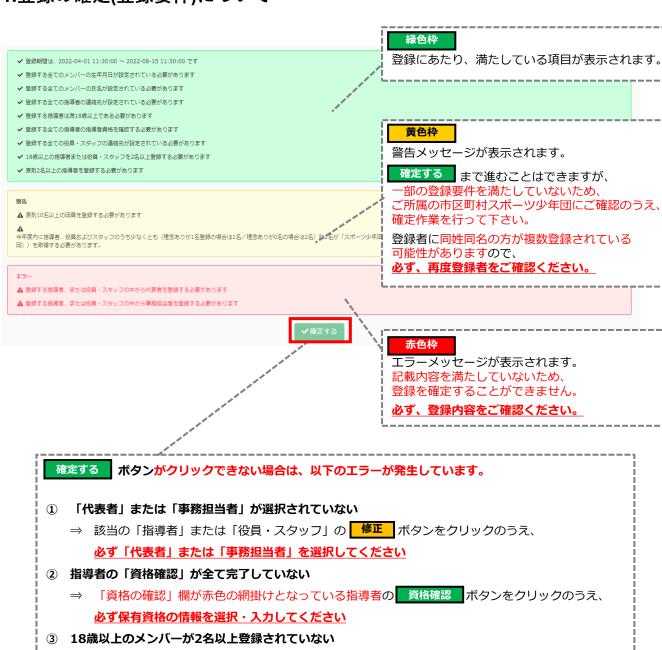
3-1.登録の確定(登録要件)について



3. 登録確定



3-1.登録の確定(登録要件)について



⇒ <u>登録期間をご確認の上、ご所属の市区町村スポーツ少年団にお問い合わせください</u> -----

⇒ 18歳以上のメンバーを2名以上登録してください

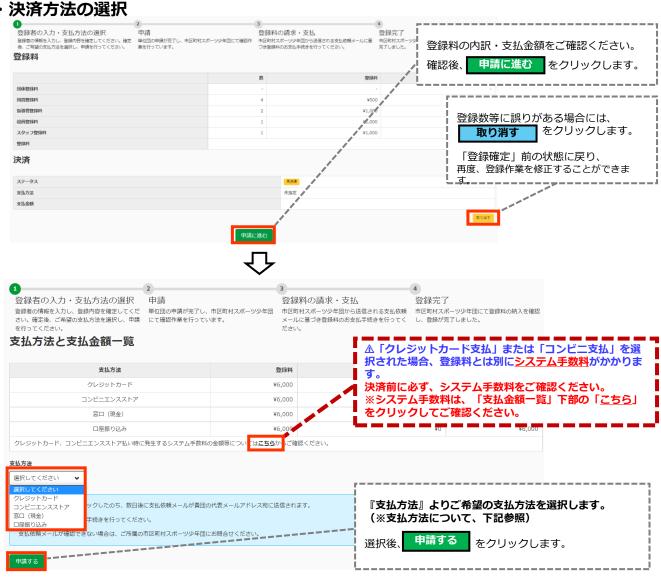
④ 登録期間外である

4. 申請・承認



4-1. 市区町村スポーツ少年団への申請について

・決済方法の選択



※支払方法について

※所属している市区町村スポーツ少年団が設定した支払方法のみが表示されます。

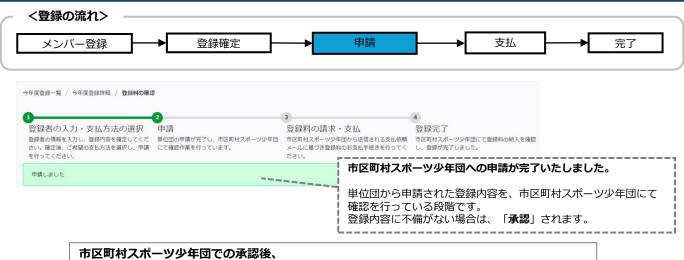
【支払方法の種類】

- ①クレジットカード・・・VISA/MASTER/JCB/AMRICANEXPRESS/Diners
- ② コンビニエンスストア・・・セブンイレブン/ファミリーマート/ローソン/ミニストップ/セイコーマート/デイリーヤマザキ
- ③窓口(現金)・・・市区町村スポーツ少年団窓口を訪問し直接支払い
- ④口座振り込み・・・市区町村スポーツ少年団の指定銀行口座に振り込み

決済前に必ず、システム手数料をご確認ください。



4. 申請・承認



単位団の代表メールアドレス宛に「登録料の支払依頼(請求)メール」が送信されます。

単位団は、支払依頼(請求)メールを受信後、『登録料の支払』(次ページ)に進みます。

※市区町村スポーツ少年団の承認後、登録料の支払が可能となります。

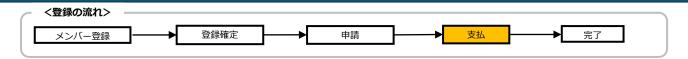
登録システム上で承認状況を確認したい場合は、以下の手順で確認ができます。

『 ログイン ⇒ メンバー登録 ⇒ 登録料の確認 』

※申請後も承認がされず、支払い依頼メールが届かない場合には、ご所属の市区町村スポーツ 少年団宛にご連絡ください。

4-2. 申請・承認のステータスの確認について





5-1.登録料の支払について

・支払の流れ

『4.申請』で選択した支払方法にて登録料の支払(決済)を行います。

マニュアル単位団 様

「スポーツ少年団登録システム(内部検証用) 3.2.0.SNAPSHOT」の申請について、マニュアル作成市区町村が承認し、支払依頼がありました。 下記の支払期限までに現金(振込)にてマニュアル作成市区町村に登録料をお支払いください。

[内訳] 可員 $: $700 \times 3 = $2,100$ ※市区町村スポーツ少年団にて登録内容の承認 指導者 : ¥1,200 × 1 = ¥1,200 役員 $: \pm 1,200 \times 1 = \pm 1,200$ スタッフ :¥1,200 × 0 = ¥0 単位団の代表メールアドレス宛に「支払依頼(請 その他 求)メール」が送信されます。 支払依頼メールに記載の内容に沿って登録料をお [支払依頼内容] 支払ください。 : マニュアル作成市区町村 支払金額 :¥4,500 ※振込手数料はご負担ください 支払方法 : 現金(振込) [振込先]

金融機関 : みずほ

支店 : 渋谷 口座種類 : 普通 口座番号 : 1111111

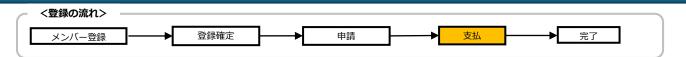
口座名義 : 二ホンスポーツ (日本スポーツ)

[支払期限]: 2023-02-28

登録システム上で登録料を確認する場合は、以下の手順で確認ができます。 『 **ログイン** ⇒ **メンバー登録する** ⇒ **登録料の確認** 』

また、「クレジットカード決済」または「コンビニ決済」にてお支払する場合は、 『 **ログイン** ⇒ **メンバー登録する** ⇒ **登録料の確認** ⇒ **決済に進む** 』から支払画面に進むことができます。





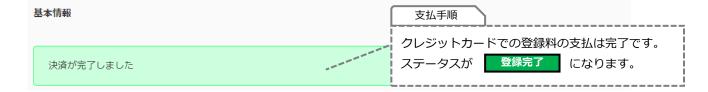
5-1.登録料の支払について

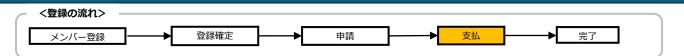
・クレジットカード決済の場合





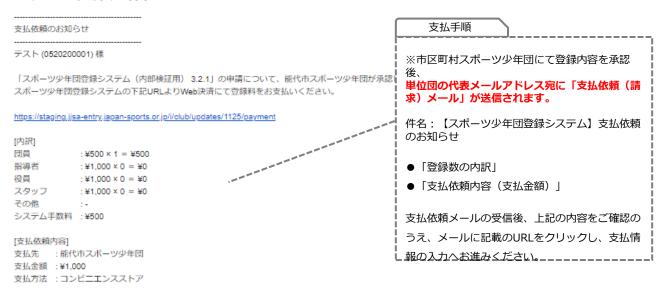






5-1.登録料の支払について

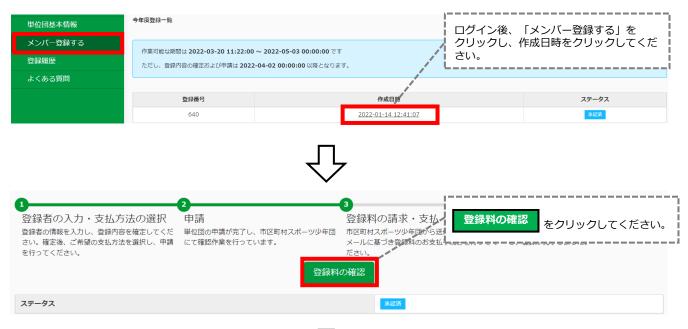
・コンビニ決済の場合

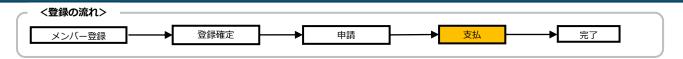


登録システム上で登録料および承認状況を確認する場合は、以下の手順で確認ができます。

『 ログイン ⇒ メンバー登録する ⇒ 登録料の確認 』

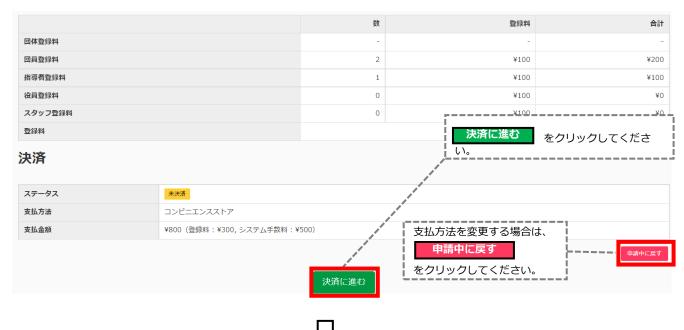
また、「クレジットカード決済」または「コンビニ決済」にてお支払する場合は、
 『 ログイン ⇒ メンバー登録する ⇒ 登録料の確認 ⇒ 決済に進む 』から支払画面に進むことができます。





5-1.登録料の支払について

・コンビニ決済の場合





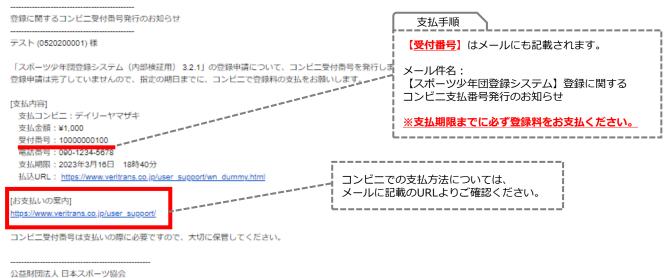




5-1.登録料の支払について

・コンビニ決済の場合





ログイン: https://staging.jjsa-entry.japan-sports.or.jp/i

※本メールは送信専用アドレスからの自動配信メールとなります。直接返信いただいても、メールの受け取りはできません。





5-1.登録料の支払について

・現金決済(銀行振込)の場合

市区町村スポーツ少年団での承認が完了後、支払依頼(請求)メールが送信されます。 支払期限までに支払依頼(請求)メールに記載の<u>市区町村スポーツ少年団の指定銀行口座</u> に登録料をお振込ください。

マニュアル単位団 様

「スポーツ少年団登録システム(内部検証用) 3.2.0.SNAPSHOT」の申請について、マニュアル作成市区町村が承認し、支払依頼がありました。 下記の支払期限までに現金(振込)にてマニュアル作成市区町村に登録料をお支払いください。

[内訳]

団員 : ¥700 × 3 = ¥2,100 指導者 : ¥1,200 × 1 = ¥1,200 役員 : ¥1,200 × 1 = ¥1,200 スタッフ : ¥1,200 × 0 = ¥0

その他 :-

[支払依頼内容]

支払先 : マニュアル作成市区町村

支払金額 : ¥4,500 ※振込手数料はご負担ください

支払方法 : 現金 (振込)

[振込先]

金融機関 : みずほ 支店 : 渋谷 口座種類 : 普通 口座番号 : 1111111

口座名義 : ニホンスポーツ (日本スポーツ)

[支払期限]: 2023-02-28

支払手順

※市区町村スポーツ少年団にて登録内容を承認後、

単位団の代表メールアドレス宛に

「支払依頼(請求)メール」が送信されます。

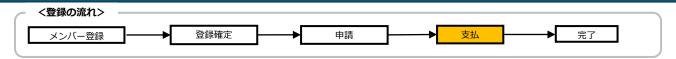
件名: 【スポーツ少年団登録システム】支払依頼のお知らせ

- ●「登録数の内訳」
- 「支払依頼内容(支払金額)」
- ●「振込先」
- ●「支払期限」

上記の内容をご確認のうえ、登録料をお振込ください。







5-1.登録料の支払について

· 現金決済 (窓口)

市区町村スポーツ少年団での承認が完了後、支払依頼(請求メールが送信されます。) 支払期限までに**市区町村スポーツ少年団窓口**に訪問し、登録料の支払を行ってください。

支払依頼のお知らせ

テスト1スポーツ少年団 様

「内部検証用」の申請について、札幌市スポーツ少年団が承認し、支払 下記の支払期限までに窓口(現金)にて札幌市スポーツ少年団に登録料

[内訳]

団員 : $$1,900 \times 0 = 0 指導者 : $$1,200 \times 0 = 0 役員 : $$1,200 \times 0 = 0 スタッフ : $$1,200 \times 1 = $1,200$

その他 :-

[支払依頼内容]

支払先 : 札幌市スポーツ少年団

支払金額 : ¥1,200 支払方法 : 窓口 (現金) [支払期限]:2024-05-31

支払手順

※市区町村スポーツ少年団にて登録内容を承認後、 単位団の代表メールアドレス宛に

「支払依頼(請求)メール」が送信されます。

件名: 【スポーツ少年団登録システム】支払依頼のお知らせ

- ●「登録数の内訳」
- 「支払依頼内容(支払金額)」
- 「振込先」
- 「支払期限」

上記の内容をご確認のうえ、登録料をお支払ください。

公益財団法人 日本スポーツ協会

※本メールは送信専用アドレスからの自動配信メールとなります。直接返信いただいても、メールの受け取りはできません。



6. 登録完了



6-1. 登録の完了について

登録料の支払(決済)後の『単位団基本情報』ページ

登録料の支払(決済)完了後、『単位団基本情報』画面には 登録が完了したメンバー(団員、指導者、役員・スタッフ)が反映されます。



<基本情報> 登録した基本情報が表示されます。

✓基本情報を編集する
ボタンから以下の項目の変更が可能です。

「結成年月日」「保険加入状況」「スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の公表」 「『NO!スポハラ』活動への賛同」「連絡先メールアドレス」

〈連絡先〉 登録した「代表者」「事務担当者」の連絡先が表示されます。

「代表者」「事務担当者」

※当該年度に登録が完了している「指導者」または「役員・スタッフ」の中から変更が可能です。

<活動内容> 登録した活動内容が表示されます。

「活動頻度」「育成母集団」「総合型クラブとの連携」「活動施設」 「URL(少年団ホームページ、SNS等)」「PRコメント」「種目」

保存する ボタンをクリックし、変更作業は完了となります。 各項目を修正後、

6. 登録完了

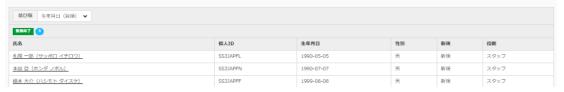


6-1. 登録の完了について



01512345





1999-01-01

SS3JANSA



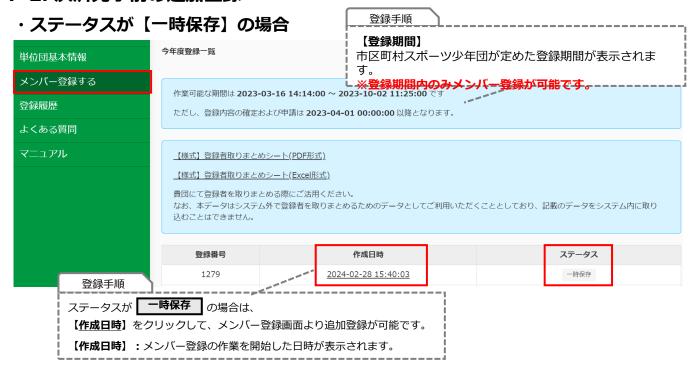
7-1. 追加登録について

市区町村スポーツ少年団が設定している登録期間内であれば、『追加登録』を行うことが可能です。

追加登録を行う場合は、2.メンバー登録 (P.11~) と同様に、再度メンバー登録作業を行います。

※追加登録には、『7-2.決済完了前の追加登録』と『7-3.決済完了後の追加登録』の2パターンがあります。

7-2. 決済完了前の追加登録

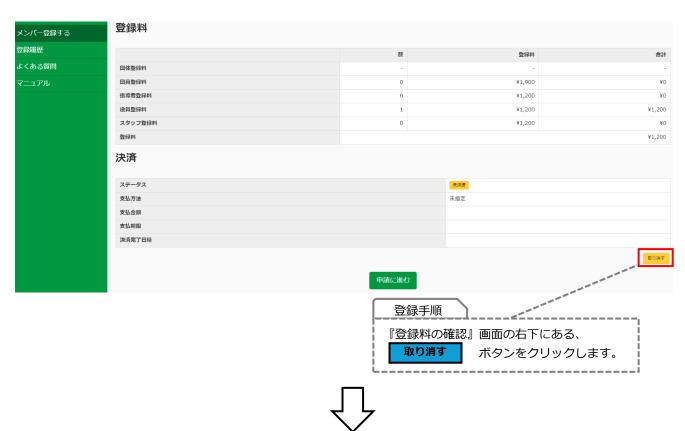


・ステータスが【入力確定】の場合



7-2. 決済完了前の追加登録

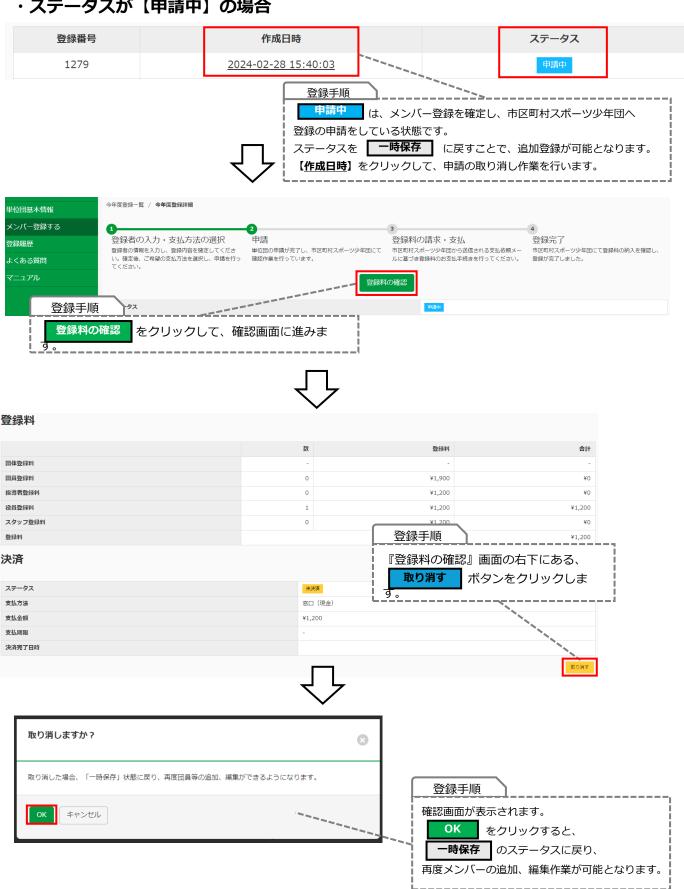
・ステータスが【入力確定】の場合





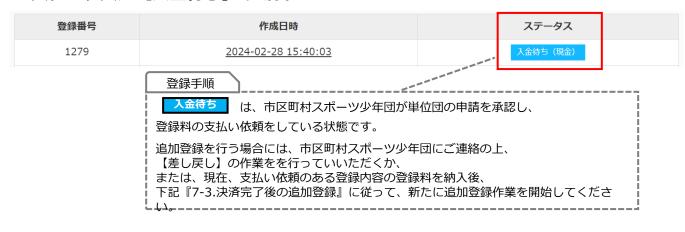
7-2. 決済完了前の追加登録

・ステータスが【申請中】の場合

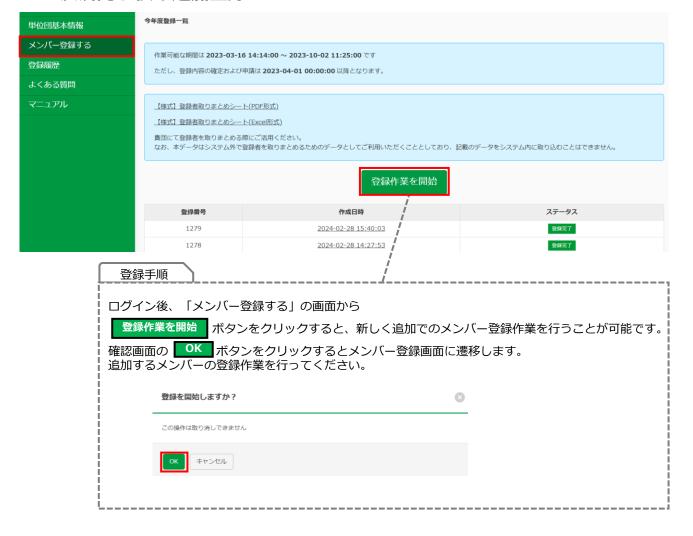


7-2. 決済完了前の追加登録

・ステータスが【入金待ち】の場合



7-3. 決済完了後の追加登録



8. 登録内容の修正について

左側メニューの『単位団基本情報』より単位団の基本情報や登録者の情報を修正・変更することが可能です。

※一部、修正ができない項目については、ご所属の市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団までお問合せ下さ い。

<修正できない項目>

●氏名の「名|および「名(カナ)| ●各種保有資格情報

8-1. パスワードの変更について





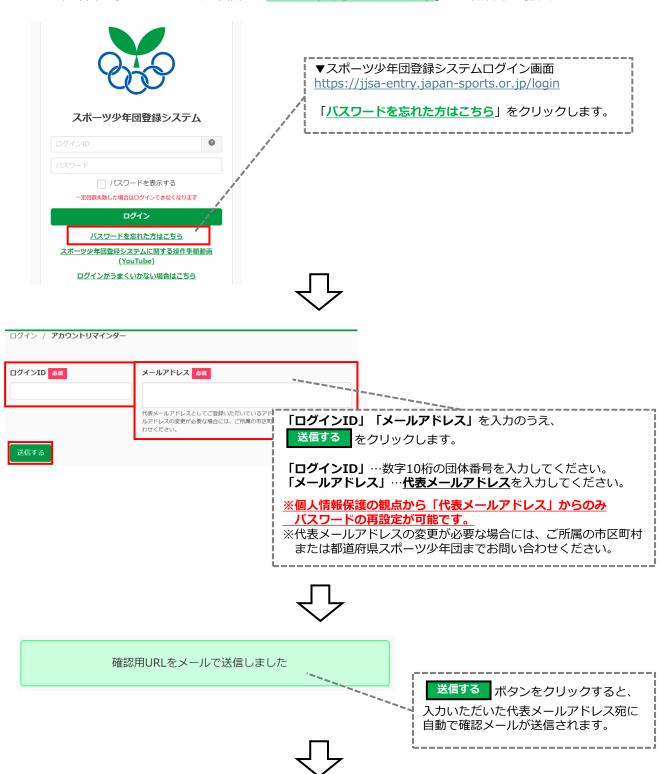


8-1. パスワードの変更について

・パスワードを忘れてしまった場合

パスワードを忘れてしまった場合、パスワードの再設定を行います。

スポーツ少年団登録システムログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」から再設定が可能です。



8-1. パスワードの変更について

・パスワードを忘れてしまった場合(2)



- <エラーの表示について>

●アカウントが存在しない場合

アカウントが存在しません、ログインIDとメールアドレスの組み合わせが正しいか確認してください

- ・ログインIDまたは代表メールアドレスに誤りがある場合、エラーとなります。 ログインID、代表メールアドレスをご確認のうえ、再度ご入力ください。
- ●有効なアカウントでない場合

有効なアカウントではありません

・アカウントが有効な状態ではない場合、エラーとなります。 ご所属の市区町村または都道府県スポーツ少年団までお問い合わせの上、アカウントの状態をご確認ください。

※その他、ログインにお困りの場合にはご所属の市区町村・都道府県スポーツ少年団またはコールセンターまでお問い合わせください。

8-2. 代表メールアドレスの変更について



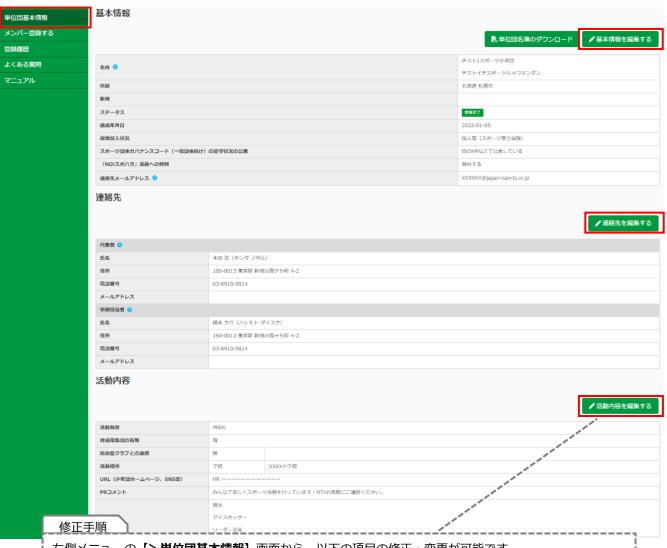
アカウント情報

メールに記載のURLから登録システムへログイン後、 メールアドレスが確認され、パスワードの変更作業は完了です。

メールアドレスが確認されました

8-3. 「単位団基本情報」の修正

単位団基本情報の画面から、各種登録内容の修正・変更が可能です。



左側メニューの【>単位団基本情報】画面から、以下の項目の修正・変更が可能です。

それぞれの項目の

√編集する
ボタンから修正作業を行ってください。

<基本情報>

登録した単位団の基本情報が表示されます。

「結成年月日」「保険加入状況」「スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の公表」 「『NO!スポハラ』活動への賛同」「連絡先メールアドレス」の編集が可能です。 (基本情報の登録はP.8参照)

<連絡先>

登録した「代表者」「事務担当者」が表示されます。

「代表者」「事務担当者」の編集が可能です。

※当該年度に登録が完了している「指導者」、「役員」または「スタッフ」の中から選択が可能です。 (連絡先の登録はP.10参照)

<活動内容>

登録した活動内容が表示されます。

「活動頻度」「育成母集団」「総合クラブとの連携」「活動施設」

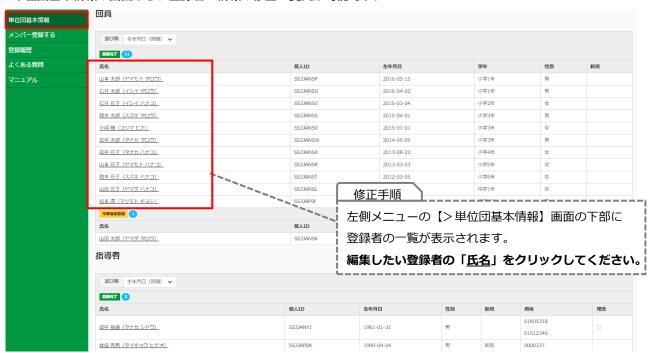
「URL(少年団ホームページ、SNS等)」「PRコメント」「種目」の編集が可能です。

(活動内容の登録はP.9参照)

保存する 各項目を修正後、 |ボタンをクリックし、変更作業は完了となります。|

8-4. 登録者の情報の修正について

単位団基本情報の画面から、登録者の情報の修正・変更が可能です。







9. その他

9-1. 登録履歴



メールアドレス

9-2. 登録されている指導者資格の確認方法

左側メニューの『単位団基本情報』から、登録されている指導者の資格情報を確認することができます。 ※登録時に入力いただいた指導者資格情報のみ確認が可能です。システム上入力のない情報は、確認ができませんのでご注意ください。

